

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の 一部改正について

令和元年 12 月
経 済 産 業 省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

今般、「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器」に係る技術基準を、法の例示基準とするための改正等を行う。

(2) 改正を行う法令

- ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省告示第150号。以下「容器則告示」という。）
- ・ 高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について（20190314保局第2号。以下「登録事務処理要領」という。）
- ・ 容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号。以下「容器則例示基準」という。）

2. 主な改正の内容

(1) 概要

現行法令上、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器は、繊維強化プラスチック複合容器に限定されている。当該容器は、鋼製容器と比較して軽量であり、自動車への搭載に適した容器として広く用いられている。一方で、車体の安定性が求められるフォークリフト等の産業用車両については、重量の大きい鋼製容器の方が利点を有する。また、鋼製容器の方が繊維強化プラスチック複合容器と比較して一般的に廉価であり、これを使用可能とすることで、燃料電池自動車の普及に資することが期待される。

自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための鋼製容器（以下「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器」という。）の一般化を目的として、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく企業実証特例制度を利用した特例措置に基づく約4年間の実証が実施された。また、経済産業省「平成30年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（水素燃料電池式産業用フォークリフト用容器に係る技術基準等に関する調査研究）」において圧縮水素自動車燃料装置用継目

なし容器の製造方法や容器検査方法について審議がなされ、圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準が策定された。

これを踏まえ、容器保安規則等の一部改正を行い、圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の定義新設等を行ったところである（令和元年 11 月 12 日公布）。今般、圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準について、例示基準としての適格性が認められるため、その例示基準化等を行う。

（２）具体的な規定内容

①圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る容器再検査方法の設定【容器則告示関係】

圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る容器再検査のうち、超音波探傷試験の方法を定める。

②圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る技術基準の例示基準化【容器則例示基準関係】

一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準（ＪＡＲＩＳＯ０３（２０１８）」を、圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の製造方法・検査方法等を定める例示基準として、容器則例示基準に位置付ける。

（３）その他【登録事務処理要領関係】

表現の適正化等を行う。

３．スケジュール

令和元年 10 月 16 日～ 11 月 14 日：パブリックコメントの実施

令和元年 12 月 27 日：公布

令和 2 年 4 月 1 日：施行（登録事務処理要領については公布の日に施行）

以上